

# 東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から4年半余りが経過し、被災した地域が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

本年6月には、来年度以降の復興事業に係る財政支援の枠組みが国において決定されたが、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう原子力安全・防災対策に万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

## 記

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置するとともに、復興交付金の効果促進事業について、更なる使途の柔軟化を図ること。
- (2) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

### 2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (2) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政措置を講じ、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

### 3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地の本格復興に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効活用を図るため、被災地の実情に配慮し、期限が定められている特例の適用期間を延長すること。
- (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、雇用要件等について柔軟に対応するとともに、申請期間及び運用期間を延長すること。
- (3) 緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）及び事業復興型雇用創出助成金の継続と予算の拡充を図ること。  
また、被災者雇用開発助成金等について、要件緩和や支給額の増額、支援期間の延長等の支援内容の充実を図ること。
- (4) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。

### 4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率嵩上げ措置の期間について、全国画一的に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて嵩上げ期間を延長すること。
- (2) 復興道路や復興支援道路等については、平成 28 年度以降の財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業について、国庫補助要件の拡充を図るとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。  
また、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。
- (4) 湾口防波堤等の復旧予算を確保し、地方負担への財政支援を講じ、早期復旧、

整備促進を図るとともに、海岸堤防について早期復旧を図ること。

- (5) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

## 5. 福島第一原子力発電所事故への対応

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、全額国費負担により強力に推進すること。

また、都市自治体が取り組む原子力災害からの復興に係る施策を推進するため、福島再生加速化交付金及び津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の対象事業や対象地域等の拡充など原発事故に関する対応への財政措置を充実すること。

- (2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

- (3) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

- (4) 原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。

- (5) 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。

- (6) 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。

- (7) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評については、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

## 6. 原子力安全・防災対策の充実強化について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じることにより、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- (2) 関係地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会